

第15回藤沢市石綿関連疾患対策委員会 次第

日 時 2021年2月10日(水)
(令和3年)
午後6時30分から
会議方法 WEB会議による

- 1 令和2年度浜見保育園園児アスベスト関連疾患検診の結果等について
- 2 藤沢市石綿関連疾患調査・認定部会の経過及び対策制度案について
- 3 その他

藤沢市石綿関連疾患対策委員会委員名簿

NO	氏名	氏名（読み）	選出母体	職名	出欠
1	村山 武彦	むらやま たけひこ	東京工業大学（教授）	学識経験者	出
2	永倉 冬史	ながくら ふゆし	中皮腫・じん肺・アスベストセンター	学識経験者	出
3	名取 雄司	なとり ゆうじ	ひらの亀戸ひまわり診療所	医師	出
4	吉村 信行	よしむら のぶゆき	藤沢市医師会	医師	欠
5	塩見 和	しおみ かず	北里大学病院呼吸器外科	医師	出
6	清水 朋子	しみず ともこ	神奈川県臨床心理士会	臨床心理士	出
7	牛島 聡美	うしじま さとみ	東京弁護士会	弁護士	出
8	久保 博道	くぼ ひろみち	神奈川県弁護士会	弁護士	出
9	赤堀 葉子	あかぼり ようこ	浜見保育園関係者	市民	出
10	湊 真紀子	みなと まきこ	浜見保育園関係者	市民	出

浜見保育園園児アスベスト関連疾患検診の結果について

第15回藤沢市石綿関連疾患対策委員会
資料1

1 胸部X線読影結果

検診年度	案内通知人数	検診対象者の在園期間	胸部X線読影会 実施日	読影 実施人数	読影結果内訳			
					異常なし・正常範囲内	所見あり 精密検査不要	次年度の検診 受診推奨	要精密検査
平成30年度	177	昭和47年4月～60年2月	平成31年3月22日	71人	56人	7人	6人	2人
令和元年度	259	昭和47年4月～60年2月 /平成11年度	令和元年11月1日	42人	38人	2人	0人	2人
令和2年度	298	昭和47年4月～60年2月 /平成11年度・平成12年度	令和2年11月14日	47人	41人	3人	0人	3人

検診については、期間A、B、D(在園期間が1年以上)、Eに在園していた方のうち、入園から20年以上経過している方が対象となります。

2 胸部CT読影結果(要精密検査)

検診年度	検診対象者の在園期間	胸部CT検査読影会 実施日	読影 実施人数	読影結果内訳		
				問題なし	要観察※	要医療
平成30年度	昭和47年4月～60年2月	平成31年4月26日	2人	2人	0人	0人
令和元年度	昭和47年4月～60年2月 /平成11年度	令和元年11月29日	2人	1人	1人	0人
令和2年度	昭和47年4月～60年2月 /平成11年度・平成12年度	令和2年7月3日 令和2年12月4日	4人	2人	2人	0人

※要観察の所見の方については、疾患は認められていないものの、念のため経過観察をしている方になります。

なお、アスベスト健康被害対策検診の読影結果につきましては、毎年発行しているアスベストニュースレターにてお知らせします。

浜見保育園園児 把握状況

第15回藤沢市石綿関連疾患対策委員会
資料2

2021年(令和3年)2月5日時点

区分	期間	状況	入園/退園	①園児数	②台帳登録人数	③返戻		④通知可能人数 (②-③)	把握率(%) (④/①)	⑤見舞金申請者	見舞金申請率 (%) (⑤/①)
						返戻者数 (未送付者含む)	うち令和2年度 の返戻者数				
期間A	昭和47年4月 ～昭和59年10月	吹き付けアスベスト	A/A	480人※	318人	129人	0人	189人	39%	151人	31%
期間B	昭和59年11月 ～昭和60年2月	改修工事	A/B A/C B/B B/C								
期間C	昭和60年3月 ～平成11年3月	囲い込み	C/C								
期間D	平成11年4月 ～平成16年3月	雨漏り	C/D C/E D/D D/E D/F D/G	277人	50人	10人	227人	82%	148人	53%	
期間E	平成16年4月 ～平成18年2月	雨漏り・天井外し等	E/E E/F E/G	73人	2人	0人	71人	97%	57人	78%	
期間F	平成18年3月 ～平成19年8月	囲い込み	F/F F/G								
期間G	平成19年9月～	アスベスト除去後	G/G								
計			A/A ～G/G	830人	668人	181人	10人	487人	59%	356人	43%

入退園年度が不明な場合は、生年月日などから推測しています。

※期間A・Bについては、当時の資料等が存在しないこと等により、概算の人数となります。

期間	区分	園児数 (概数)	通知可能人数	把握率	見舞金申請者	見舞金申請率
期間A・B・D・E	見舞金対象	830人	487人	59%	356	43%
期間C・F・G	見舞金対象外	410人	58人			
計		1240人	545人			

対象者の把握に係る情報提供呼びかけについて

- 藤沢市内の駅に情報提供ポスター掲示依頼(2020年(令和2年)12月1日～ 江ノ島電鉄(全駅)/JR東日本(藤沢・辻堂)/小田急電鉄(藤沢市内の各駅))
- 市民センター及び藤沢公民館・村岡公民館に情報提供ポスター掲示(2020年(令和2年)7月1日～)
- タウンニュース(藤沢版)の2020年(令和2年)12月25日号 記事掲載

藤沢市石綿関連疾患調査・認定部会の経過等について

1 第14回委員会（2019年12月20日）以降の会議開催経過

(1) 第7回

2020年1月27日（月）

午後6時04分から午後8時14分まで
藤沢市役所本庁舎5階 5-1会議室

(2) 第8回

2020年3月18日（水）

午後6時28分から午後8時05分まで
藤沢市役所本庁舎5階 5-1会議室

(3) 第9回

2020年7月3日（金）

午後6時32分から午後7時28分まで
藤沢市役所本庁舎5階 5-3会議室

(4) 第10回

2020年8月5日（水）

午後6時27分から午後8時00分まで
藤沢市役所本庁舎5階 5-1会議室

(5) 第11回

2020年9月16日（水）

午後6時00分から午後7時28分まで
WEB会議により実施

(6) 第12回

2020年10月28日（水）

午後6時10分から午後7時25分まで
WEB会議により実施

(7) 第13回

2020年11月19日（木）

午後7時02分から午後9時32分まで
WEB会議により実施

(8) 第14回

2020年12月21日（月）

午後7時06分から午後9時18分まで
WEB会議により実施

(9) 第15回

2021年1月25日（月）

午後6時30分から午後8時09分まで
WEB会議により実施

2 議事概要

(1) 第7回

補償・給付金制度に関する様式等の確認を行った。

また、第14回委員会において課題となった、補償における「休業補償」に関する考え方について、再度議論した。議論の内容としては、委員から提案のあった、「休業補償」の金額を対象者の実所得に基づく金額で行うという方法に関して、給与所得者については実所得が捕捉可能であるが、自営業者についてはやはり課題が大きいとの意見が多かった。また、本制度においては、公平性や迅速性の観点も必要となるため、今回の議論を踏まえ、次回部会までに市としての案を提示することとなった。

(2) 第8回

職員に対する補償・給付金の考え方について検討を行った。

職員に関しては補償に類する制度として、「地方公務員災害補償基金」があるため、それが対象外となった場合に、給付金支給の要否を判断する流れとなった。

また、第7回の部会において議論した、園児に対する「休業補償」の算出方法について、保育課からいくつかの案を提示した。そのうえで、改めて「性別・年齢別の賃金センサスを活用したい」と説明があった。

これに対し、公平性・迅速性の観点は理解できるが、性別による差は是正すべきとの意見が多くあり、現状案から性別を除いたものを修正案としていくこととなった。なお、実所得が賃金センサスを大きく上回る対象者等に関しては、訴訟等の方法により、実所得に近い補償を受けられる機会はあるということを確認した。

(3) 第9回

前回までの課題となっていた、「休業補償」について、改めて年齢別の賃金センサスを利用する旨説明があった。加えて、名称を「休業補償」から「休業・生活補償」に変更する旨説明があった。

その他、関連する様式の確認及び今後必要となる職員研修等について確認を行った。

(4) 第10回

職員に対する給付制度の流れを、改めて確認した。

制度に関する様式案の確認を行った。

そのうえで、今後は対象者向けのパンフレットやホームページなどが必要になるとの意見があり、保育課において対応していくこととなった。

(5) 第11回

前回提案のあったパンフレット及びホームページの案について、確認・検討を行った。表現等に修正の必要はあるものの、概ねの了承を得た。

また、石綿関連疾患別の事務フロー図について、確認・検討を行った。こちらも、一部修正等は必要であるものの、概ねの了承を得た。

起因性判定にかかる部会運営及び意見書作成方法等について、議論を行った。

(6) 第12回

これまでの議論を踏まえ、発症申出があった場合の、リスクの視点からの起因性判断の方向性案が示された。現時点ではたたき台の状態であるため、今後補償及び給付金との関係性について検討を進めることとなった。

また、環境再生保全機構などでの取扱を参考に、発症申出があった場合の、部会運営及び意見書作成の流れについて確認を行った。意見書の内容等については、更なる検討が必要であり、今後も継続して検討することとなった。

(7) 第13回

第12回部会で示された、リスクの視点からの起因性判断の方向性案の修正案が示され、再度検討を行った。その中で、給付金については、リスクのみで判断するのではなく、制度策定経過も踏まえて判断する必要があるのではとの懸念が示された。また、補償や給付金の対象となるケースのパターンや、判断根拠等の整理が必要であり、今後策定すべきとのこととなった。

(8) 第14回

引き続き、リスクの視点からの起因性判断の方向性案について検討を行った。リスクを踏まえても、浜見保育園における寄与が否定できるケースが実際に生じるかといった点が課題であるとの認識となった。また、リスクのみで判断できる疾患としては、中皮腫及び肺癌のみであるため、その他の疾患については、様々な事項等を踏まえ総合的に判断せざるを得ないという意見も示された。

次に、第15回委員会資料案の確認を行った。修正点や指摘事項はあったものの、概ねの了承を得た。

その他、疾患別のばく露期間に関する検討及び類似制度理解を深める必要性について指摘があり、対応していくこととなった。

(9) 第15回

前回に引き続き、第15回委員会資料案の確認を行った。

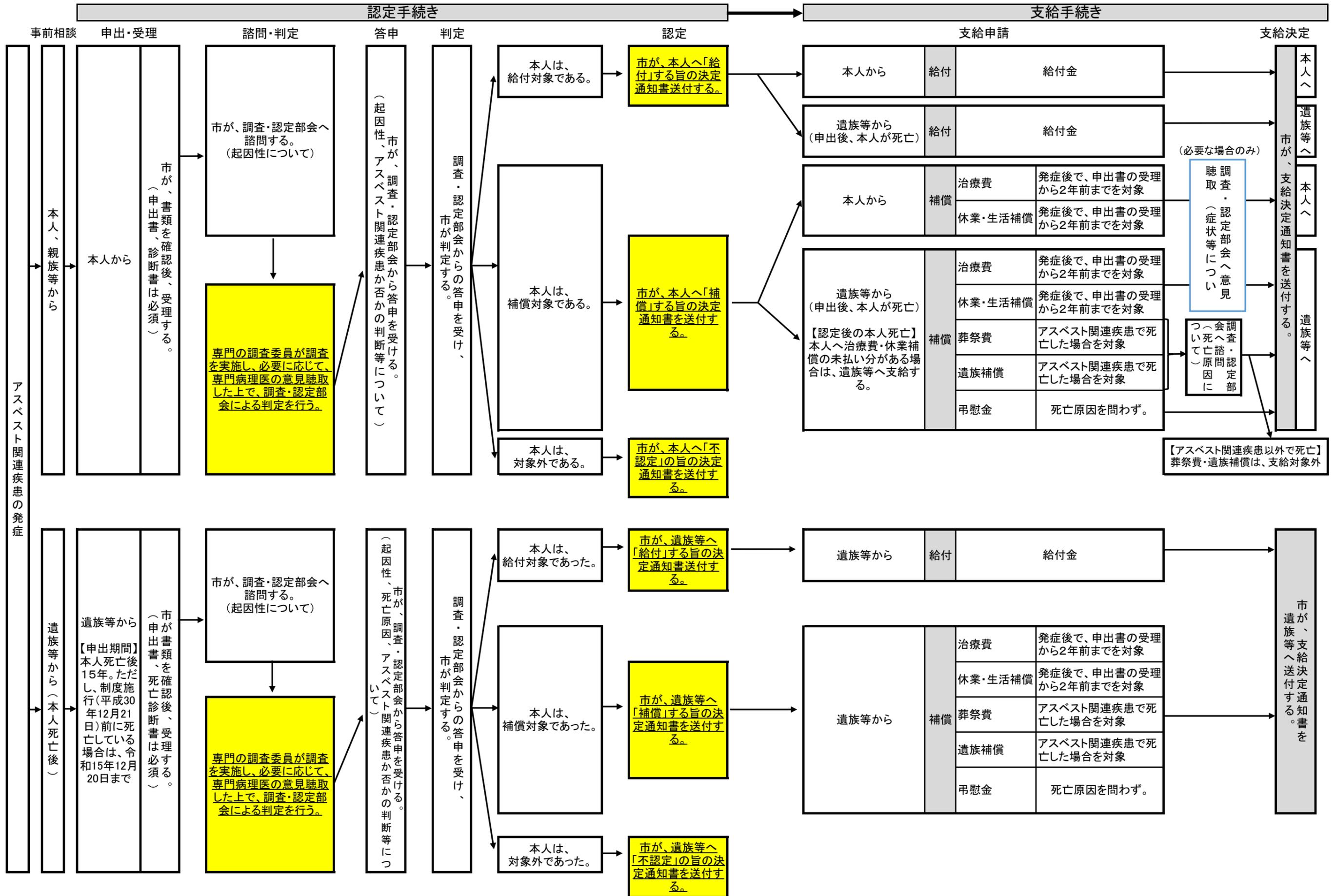
文言や表現の修正・指摘はあったものの、概ね了承された。なお、起因性判断における対象者の在園期間の取扱については、今後も検討を深めることとなった。

また、今後のスケジュールを示すとともに、今年度の説明会等に関する確認を行った。

3 次回開催予定

2021年3月から4月頃開催予定

以上



	給付		補償			
	給付金	治療費	休業・生活補償	葬祭費	遺族補償	弔慰金
支給対象	(要件1) 次の期間に在園し、アスベスト関連疾患を発症した方 ①昭和47年 4月～昭和59年10月 吹付けアスベストの露出期間 ②昭和59年11月～昭和60年 2月 改修工事期間 ③平成11年 4月～平成16年 3月 雨漏り期間(在園期間が1年以下の場合を除きます。) ④平成16年 4月～平成18年 2月 雨漏り期間で、天井板外し等を行った期間					
	(要件2) 上記の方で、当該アスベスト関連疾患と浜見保育園在園との起因性は認められないが、他の発症原因が考えられない場合		(要件2) 上記の方で、当該アスベスト関連疾患と浜見保育園在園との起因性がある場合			
支給内容	1,000,000円 (一時金)	1 アスベスト関連疾患に係る診療、薬剤又は治療材料の支給並びに処理、手術その他の治療のために医療機関等に支払った自己負担分相当額 2 通院及び移送に際し、現実に支出した費用相当額 (注) 1については、補償対象者の高額療養費の自己負担限度額を上限とします。 (注) アスベスト関連疾患発症後、かつ、申出を受理した日の2年前以降が支給対象となります。	「給付基礎日額」 × 「アスベスト関連疾患によって労働することができない程度又は日常生活に著しい制限を受ける程度の心身の状態にある日数」 (注) アスベスト関連疾患発症後、かつ、申出を受理した日の2年前以降が支給対象となります。	「315,000円」+「給付基礎日額の30日分」 又は 「給付基礎日額の60日分」 の額の大きな方(一時金)	給付基礎日額の1000日分 (一時金)	3,000,000円 (一時金)

【給付基礎日額】
 ・時期によって賃金の変動が大きい方等にも、一定額を補償する基準として、厚生労働省の賃金構造基本統計調査報告(賃金センサス)を用います。
 ・厚生労働省の賃金構造基本統計調査報告(賃金センサス)の平均賃金(月額。全労働者の年齢別。70歳以上は2分の1とします。)に12を乗じて365で除して得た額の80%相当額とします。

【他制度との調整】
 治療費と葬祭費は、石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)に基づく救済給付制度の適用を受ける場合は、支給額の調整を行います。

(旧)

(新)

第2章 検診

(対象者)

第8条 検診の対象者は、第3条第1号、第2号、第4号（ただし、在園期間が1年以下の場合を除く。）及び第5号に規定する期間に在園した園児のうち、検診実施時点において在園の初年から20年以上経過し、かつ、20歳以上のもの（以下「検診対象園児」という。）とする。

第14条 藤沢市石綿関連疾患認定部会（以下「認定部会」という。）において、補償・給付対象園児のアスベスト関連疾患（中皮腫、原発性肺がん、びまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水及びその他世界保健機関（WHO）の一機関の国際がん研究機関（IARC）がアスベスト関連疾患と認めるもの。以下同じ。）が保育園におけるアスベスト事案に起因するものと認定された場合は、補償金を支払うものとする。

2 認定部会において、補償・給付対象園児のアスベスト関連疾患が保育園におけるアスベスト事案に起因性が認められないと認定されたものの、発症に際して当該事案が寄与している可能性も完全に否定できない状況で、他の発症原因が考えられない場合は、給付金を支払うものとする。

第15条 補償金の内容は次のとおりとし、支払いの額については別に定める基準によるものとする。

第2章 検診

(対象者)

第8条 検診の対象者は、第3条第1号、第2号、第4号（ただし、在園期間が1年以下の場合を除く。）及び第5号に規定する期間に在園した園児のうち、検診実施時点において在園の初年から20年以上経過している、かつ、20歳以上のもの（以下「検診対象園児」という。）とする。

第14条 藤沢市石綿関連疾患調査・認定部会（以下「調査・認定部会」という。）において、補償・給付対象園児のアスベスト関連疾患（中皮腫、原発性肺がん、びまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水及びその他世界保健機関（WHO）の一機関の国際がん研究機関（IARC）がアスベスト関連疾患と認めるもの。以下同じ。）が保育園におけるアスベスト事案に起因するものと認定された場合は、補償金を支払うものとする。

2 調査・認定部会において、補償・給付対象園児のアスベスト関連疾患が保育園におけるアスベスト事案に起因性が認められないと認定されたものの、発症に際して当該事案が寄与している可能性も完全に否定できない状況で、他の発症原因に起因すると考えられない他の発症原因が考えられない場合は、給付金を支払うものとする。

第15条 補償金の内容は次のとおりとし、支払いの額については別に定める基準によるものとする。

- (1) 治療費
- (2) 休業補償
- (3) 葬祭費
- (4) 弔慰金
- (5) 遺族補償

第17条 市長は、前条の規定により、申出があったときは、受領後2カ月以内に認定部会の開催を依頼するものとする。

2 認定部会による認定は、別に定めるアスベスト起因性認定基準によるものとする。

第24条 市長は、前条により見舞金対象園児と判定した場合は、速やかにアスベスト健康対策見舞金決定通知書（第9号様式）により通知するものとする。

- (1) 治療費
- (2) 休業・生活補償
- (3) 葬祭費
- (4) 弔慰金
- (5) 遺族補償

第17条 市長は、前条の規定により、申出があったときは、受領後2カ月以内に調査・認定部会の開催を依頼するものとする。

2 調査・認定部会による認定は、別に定めるアスベスト起因性認定基準によるものとする。

第24条 市長は、前条により見舞金対象園児と判定した場合は、速やかにアスベスト健康被害対策見舞金決定通知書（第9号様式）により通知するものとする。

藤沢市立浜見保育園在園児アスベスト 健康被害対策における補償・給付制度について

藤沢市立浜見保育園は、1972年（昭和47年）4月に開所しましたが、天井の一部にアスベスト含有材の吹付けによる仕上げがなされていたことから、2007年（平成19年）8月に完全に除去されるまでの間において、アスベストの飛散による健康被害の疑いが生じています。

そのため、藤沢市では対象となる期間に在園していた方がアスベスト関連疾患に罹患した場合、当該疾病の原因を調査し、浜見保育園におけるアスベストばく露との因果関係が認められるときには、補償等を行います。

補償・給付制度対象者

対象者は、次のいずれかの期間に、藤沢市立浜見保育園に在園していた方となります。

- ① 1972年（昭和47年）4月から1985年（昭和60年）2月まで
 - ② 1999年（平成11年）4月から2004年（平成16年）3月まで
 - ③ 2004年（平成16年）4月から2006年（平成18年）2月まで
- ※②の期間については、1年を超えて在園していた方が対象になります。

当該期間外につきましては、工事に伴う囲い込みが行われていたことから、補償・給付の対象期間外としております。



～お願い～

アスベスト健康被害対策の策定に伴い、1972年（昭和47年）4月から2007年（平成19年）8月までの期間に、藤沢市立浜見保育園に在園していた園児の情報を在園管理台帳としてまとめる作業を行っております。

一部の期間については、当時の在園名簿が現存しておりませんので、浜見保育園で当時、作成した名簿や上記の間に在園していた方・ご親族の方につきましては、藤沢市保育課までご連絡ください。

補償・給付の対象となるアスベスト関連疾患

○中皮腫

・・・肺の外側を包む胸膜や腹部の外側を包む腹膜などにできる悪性腫瘍です。

○肺がん（原発性肺がん）

・・・気管支あるいは肺胞を覆う上皮に発生する悪性腫瘍です。

○びまん性胸膜肥厚

・・・肺の表面を包む臓側胸膜が肥厚し、肺全体を包む壁側胸膜と癒着してしまう病気です。

○良性石綿胸水

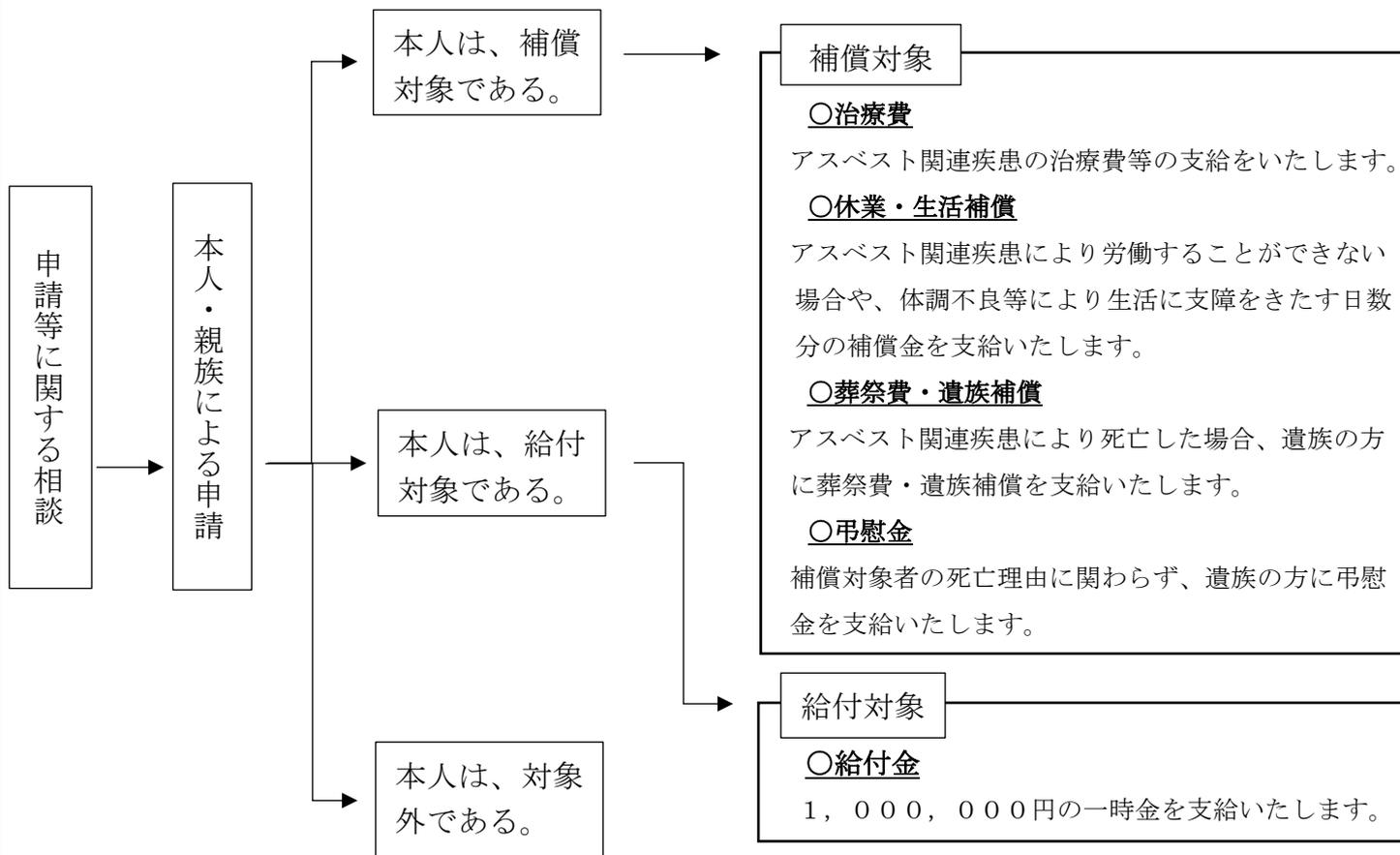
・・・胸膜に炎症が起こり、臓側胸膜と壁側胸膜の間にある胸腔部分に水が溜まる病気です。

○その他、国際がん研究所（IARC）が認める疾患

・・・日本ではアスベストとの関連性は認められていませんが、喉頭がんや卵巣がん・後腹膜繊維症が、アスベストとの関連性があるといわれています。

補償・給付制度

補償・給付制度の対象者が、石綿関連疾患に罹患した場合、その疾患と浜見保育園におけるアスベストばく露との因果関係を調査し、調査結果により治療費等の補償や一時金の給付を行います。



<問い合わせ先>

〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1

藤沢市役所 子ども青少年部 保育課（公立担当）

TEL 0466-50-3526（直通）

FAX 0466-50-8446

アスベストホットライン 0466-28-3001



(案)

第15回藤沢市石綿関連疾患対策委員会
資料8[ホーム](#) > 浜見保育園園児アスベスト対策について[いいね](#) [ツイート](#) [更新日:](#)

浜見保育園園児アスベスト対策に係る補償・給付制度について

このページでは、過去に藤沢市浜見保育園に在園し、アスベストのばく露を受けた方々に対する補償・給付に関する情報や申請に関する情報を発信しております。

事案の概要

1972年（昭和47年）に開所した藤沢市立浜見保育園の旧遊戯室（後の5歳児室又は4歳児室）の天井の一部に、アスベスト含有材の吹付け（ロックウール主体で含有率はクリソタイル9.7%）による仕上げがなされていたことから、2007年（平成19年）8月に完全に除去されるまでの間において、アスベストの飛散による健康被害の疑いが生じています。

そのため、藤沢市では対象となる期間に在園していた方がアスベスト関連疾患に罹患した場合、当該疾病の原因を調査し、浜見保育園におけるアスベストばく露との因果関係が認められる場合には、補償等を行います。

対象となるのは次のいずれかの期間に、藤沢市立浜見保育園に在園していた方となります。

- ①1972年（昭和47年）4月から1985年（昭和60年）2月まで
- ②1999年（平成11年）4月から2004年（平成16年）2月まで
- ③2004年（平成16年）3月から2006年（平成18年）3月まで

なお、②の期間につきましては、1年を超えて在園していた方のみとなります。

当該期間外につきましては、工事に伴う囲い込みが行われていたことから、補償等の対象期間外としております。

補償・給付の制度概要

対象者が、アスベスト関連疾患に罹患した場合に、藤沢市石綿関連疾患調査・認定部会を開催し、担当主治医や病理医による意見を参考に、支給認定を行います。

浜見保育園におけるアスベスト事案に起因するものと認定された場合は、補償金を支給します。

浜見保育園におけるアスベスト事案に起因性が認められないと認定されたものの、発症に関して当該事案が起因している可能性が否定できない状況で、他の発症原因が考えられない場合は、給付金を支給します。

対象となるアスベスト関連疾患について

藤沢市のアスベスト健康被害対策の補償・給付対象となるのは、次の7疾患となります。

- ①中皮腫（胸膜・腹膜・心膜・精巣漿膜）
- ②原発性肺がん
- ③びまん性胸膜肥厚
- ④良性石綿胸水
- ⑤喉頭がん
- ⑥卵巣がん
- ⑦後腹膜繊維症

※その他の疾患（石綿肺・胸膜ブランク・続発性肺がん等）については、藤沢市の石綿健康被害対策の補償・給付対象外となります。

各疾病の詳細につきましては、[こちら](#)をご覧ください。

対象となるアスベスト関連疾患を発症された対象者の方

藤沢市立浜見保育園の元在園児で、対象となる期間に在園しており、かつ前項①～⑦に記載されているアスベスト関連疾患に罹患した場合は、藤沢市アスベスト健康被害対策補償・給付の対象となる可能性がありますので、下欄の申請書類にて保育課にご提出ください。なお、申請にあたりまして、窓口で面談をさせていただきますので、事前にお問い合わせください。

[藤沢市立浜見保育園園児アスベスト健康被害対策補償・給付要領](#)

[藤沢市立浜見保育園 園児アスベスト健康被害対策補償・給付内容一覧](#)

申請書類

- [アスベスト健康被害対策補償・給付申出書](#)
- [アスベスト健康被害対策補償・給付申出書（記入例）](#)
- [職歴・家族歴・居住歴申出書](#)
- [職歴・家族歴・居住歴申出書（記入例）](#)

対象者から相談のあった医療機関のみなさまへ

対象者が本市指定の様式をお持ちになられた際には、[こちら](#)（作成途中）をご覧ください

よくある質問

藤沢市浜見保育園アスベスト事業について、よくある質問をまとめました。

ご不明な点がございましたら、まずは[こちら](#)をご確認ください。

お知らせ

-
-
-

関連リンク

- [藤沢市石綿関連疾患対策委員会について](#)
- [浜見保育園アスベスト情報サイト](#)
- [藤沢市立浜見保育園アスベスト事業に関する最終報告書（全体版）](#)
- [藤沢市立浜見保育園アスベスト事業に関する最終報告書（概要版）](#)

対象者から相談のあった医療機関のみなさまへ

情報の発信元

子ども青少年部 保育課
〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 本庁舎3階
電話番号：0466-50-3526（直通）
ファクス：0466-50-8446

